

第141回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- 「主要な事業内容」
- 「主要な事業所及び工場」
- 「企業集団の従業員の状況」
- 「新株予約権等の状況」
- 「会計監査人の状況」
- 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 「会社の支配に関する基本方針」

連結計算書類

- 「連結株主資本等変動計算書」
- 「連結注記表」

計算書類

- 「株主資本等変動計算書」
- 「個別注記表」

第141期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

株式会社西島製作所

法令及び定款の定めに基づきインターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.torishima.co.jp>) に掲載することで株主の皆様を提供しております。

主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社25社及び関連会社4社で構成され、各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、風力発電設備、小水力発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としております。

主要な事業所及び工場（2022年3月31日現在）

①当社

本社	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
支社	東京
支店	大阪、九州（福岡市）、佐賀、名古屋、札幌、仙台、広島、高松、シンガポール、 中東（アラブ首長国連邦）、北米（アメリカ）、台湾
営業所	沖縄（浦添市）、横浜、和歌山、三重（四日市市）
出張所	宇部、熊本、徳島
海外事務所	サウジアラビア、カタール、香港
工場	本社工場（大阪府高槻市）、九州工場（佐賀県武雄市）

②主要な子会社

株式会社九州トリシマ	佐賀県武雄市
西島ポンプ香港有限公司	中国香港特别行政区
西島ポンプ（天津）有限公司	中国
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.	シンガポール
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	インド
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	アラブ首長国連邦
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	イギリス

企業集団の従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,657名	49名増

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員178名及び臨時従業員数の年間の平均人員42名は含まれておりません。

新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	発行価額	権利行使 価額	行使の 条件	権利行使期間
第1回新株予約権 (2008年9月18日)	31個	普通株式 3,100株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	2008年9月20日から 2038年9月19日まで
第2回新株予約権 (2009年7月16日)	51個	普通株式 5,100株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	2009年7月18日から 2039年7月17日まで
第3回新株予約権 (2010年7月16日)	49個	普通株式 4,900株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	2010年7月21日から 2040年7月20日まで
第4回新株予約権 (2011年7月15日)	62個	普通株式 6,200株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	2011年7月20日から 2041年7月19日まで
第5回新株予約権 (2012年7月13日)	91個	普通株式 9,100株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	2012年7月20日から 2042年7月19日まで
第6回新株予約権 (2013年7月12日)	91個	普通株式 9,100株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	2013年7月19日から 2043年7月18日まで
第7回新株予約権 (2014年7月14日)	70個	普通株式 7,000株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	2014年7月19日から 2044年7月18日まで
第8回新株予約権 (2015年7月9日)	86個	普通株式 8,600株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	2015年7月22日から 2045年7月21日まで
第9回新株予約権 (2016年7月7日)	85個	普通株式 8,500株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	2016年7月21日から 2046年7月20日まで
第10回新株予約権 (2017年7月7日)	112個	普通株式 11,200株	1個当たり 100円	1株当たり 1円	(注) 1	2017年7月22日から 2047年7月21日まで

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できることとします。

2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

② 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	監査等委員でない取締役		監査等委員である取締役	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第1回新株予約権	31個 (3,100株)	1名	-	-
第2回新株予約権	51個 (5,100株)	1名	-	-
第3回新株予約権	49個 (4,900株)	1名	-	-
第4回新株予約権	62個 (6,200株)	1名	-	-
第5回新株予約権	91個 (9,100株)	1名	-	-
第6回新株予約権	91個 (9,100株)	1名	-	-
第7回新株予約権	70個 (7,000株)	1名	-	-
第8回新株予約権	86個 (8,600株)	2名	-	-
第9回新株予約権	77個 (7,700株)	2名	8個(800株)	1名
第10回新株予約権	104個(10,400株)	3名	8個(800株)	1名

会計監査人の状況

①名称

有限責任監査法人 トーマツ

②報酬等の額

報酬等の額	43百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の従前の職務執行実績及び報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等を検討した上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である「収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導業務」等を委託しております。
4. 当社の主要な子会社のうち、西島ポンプ香港有限公司、西島ポンプ（天津）有限公司、TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.、TORISHIMA PUMPS (INDIA)PRIVATE LTD.、TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.、TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格を有するものを含む）の監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第5項に基づき、会計監査人が同法第340条第1項各号の解任事由に該当する場合、協議のうえ監査等委員である取締役全員の同意により解任いたします。

また、監査等委員会は、その他当社についての監査業務に支障が生じると認められる場合あるいはより適正な監査のために会計監査人を変更することが妥当と判断した場合には、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備基本方針を定めました。

本内部統制システムは、確実に実施するとともに、本システム及びそれに関する社内規程等は必要に応じた見直しを行い、効率的で適法な企業体制の維持・改善を図るものとします。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①-1 当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反については是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとします。
 - ①-2 職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、
(ア) 当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握、
(イ) 企業倫理に関する内部監査の結果について各執行部門へ指導・助言、
(ウ) 企業倫理に関する教育計画、教育活動についての指導・助言、
(エ) 社内通報に関する対応について相談窓口へ指導・助言を任務とします。
 - ①-3 当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行います。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、株主総会に関する文書、取締役会、その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）について、社内規程に従った保存、管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、経営リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程を定め、体制を整備します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - ④-1 当社は、執行役員制度を採用し、業務の執行と監督の分離を図ります（2006年6月29日付で執行役員制度導入）。取締役会は、経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行います。
 - ④-2 当社は、取締役及び使用人の各職位に関する職務内容及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌を社内規程に定め、効率経営を行うとともに、それに従った職務責任体制で業務が行われているか定期的に内部監査を行います。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ⑤-1 当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行います。
 - ⑤-2 当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、各子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を確認します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項
 - ⑥-1 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことの必要性が生じた場合、若しくは監査等委員会から求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な配置を行います。

- ⑥-2 上記使用人を置くに至った場合、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会に帰属するものとし、評価、賃金、異動等の人事事項は事前に監査等委員会の同意を得た上で決定します。当該使用人への必要な調査権限の付与等を行い、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性を確保するとともに監査等委員会の指示の実効性を確保します。
- ⑦ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ⑦-1 当社は、監査等委員でない取締役及び使用人が職務執行の状況について監査等委員会に定期的に報告を行い、また、当社及び子会社から成る当社グループの重要事項については、子会社から報告を受けた監査等委員でない取締役及び使用人、若しくは子会社の取締役及び使用人から、都度、当社監査等委員会に報告を行う体制を整備します。
 - ⑦-2 前項に関わらず、監査等委員会は当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとします。
 - ⑦-3 内部監査部門及び管理部門がその業務の補助を行う体制を整えます。
 - ⑦-4 第1項及び第2項による報告をした者は、不利な取り扱いを受けないことを社内規程に定め、適正に運用します。
 - ⑦-5 監査等委員である取締役は、その職務の執行について生じる費用を当社に対して請求できるものとします。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ⑧-1 当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応します。
 - ⑧-2 当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに対処できる体制を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年6月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員である取締役（社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図っております。業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

- ①-1 当社グループは、行動指針、倫理規範及びコンプライアンス行動規準を定め、これらについて社内掲示のほか、日常の職場指導や社内研修において活用し、周知徹底を図っております。コンプライアンスに特化した取り組みとして、新入社員や管理職、一般従業員を対象とした教育プログラムを実施しており、コンプライアンスや遵守すべき法令等の理解を促進しています。また、調達方針として、公平・公正な取引、コンプライアンス遵守等を挙げております。
- ①-2 内部通報制度を整備し、全ての役職員の職務執行における不正行為又は法令若しくは定款・社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを経さず、直接コンプライアンス委員会、内部監査室、監査等委員会又は外部弁護士事務所に報告できる体制を敷いて運用しております。

② リスク管理

- ②-1 事業継続計画（BCP）等に係る各種の社内規程を整備するとともに、防災訓練の実施などBCPが有効に機能するよう必要な対応を行っております。
- ②-2 製品・サービスの品質に関する諸問題について、年2回開催の品質委員会において、再発防止、予防処置、製品の改善等を審議し、当社の品質マネジメントシステムが有効に機能しているか確認しております。また、環境マネジメントシステムを導入し、環境関連の法令違反防止や消費エネルギー削減及び高効率ポンプ等の環境貢献製品の開発・提供によるCO₂削減に取り組むとともに、その他間接的排出量（製造、輸送、出張、通勤等）であるSCOPE3を含めた削減の準備をしております。さらに、環境マネジメントシステムの妥当性・適合性及び有効性を審議するため環境委員会を年2回開催しております。

- ②-3 サイバー攻撃への備えなど情報セキュリティの強化に向け、研修や社内連絡を通じてルールの再確認と周知徹底を図っております。
- ③ 効率的な職務執行体制
- ③-1 執行役員制度の導入により、経営における監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の責任と役割を明確にするとともに、経営監督機関としての取締役会と、経営の執行に係る最高協議機関としての執行役員会をそれぞれ設置し、取締役会は原則として毎月1回、執行役員会は原則として毎週1回開催しております。
- ③-2 全ての役職員は組織業務分掌規程等の社内規程に則った業務運営を行うとともに、内部監査室による業務監査や財務報告に係る内部統制の有効性に係る監査を行っております。
- ④ グループ内部統制
- 当社グループ各社から営業成績、財務状況その他重要な情報の報告を適宜受け、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行っております。さらに、海外子会社については、社内関連部門と連携して管理上必要な統制、調整及び指導を行っているほか、TGT（トリシマ・グローバル・チーム）ミーティングを開催し、各社の経営戦略に基づく経営計画や経営成績の進捗状況等について審議しております。
- ⑤ 監査等委員会
- 監査等委員会は、当事業年度において13回開催し、監査計画の策定、監査結果の確認、会計監査人・内部監査室とのコミュニケーション、会計監査人の評価等を行っております。
- 監査等委員である取締役は、取締役会へ出席して、意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から発言するとともに、常勤の監査等委員である取締役は、執行役員会、品質委員会、環境委員会等の重要な会議に出席し、必要な情報の収集を行っております。
- また、会計監査人及び内部監査室と定期的に会議を開催するとともに、必要に応じて随時コミュニケーションをとっております。これらの活動を通じて、当社グループの重要事項についての情報交換を行っております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現のための取組みについて

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様のご利益を害すると判断される買付行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、以下の取組み（事前警告型買収防衛策）を行うことを決議し、第136回定時株主総会において一部変更を加え、第139回定時株主総会において継続の承認（以下「現プラン」といいます。）をいただいております。

①現プランは、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け、又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め現プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
 - (ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ②買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して現プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。
- ③上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。
- なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。
- また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。
- ④当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、一定の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。
- 当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。
- ⑤当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。
- (i)買付者等が現プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合
当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものとします。
 - (ii)買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合
当社取締役会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものとします。
 - (iii)買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合
当社取締役会は上記(i)及び(ii)に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記(i)(ii)(iii)の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。
- ⑥当社取締役会は、上記⑤(ii)に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。
- 当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。
- ⑦当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後、又は発動後においても、(i)買付

者等が大規模買付行為を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付等の開始時期

買付者等は、上記①から⑥までに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

⑨現プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。

⑩現プランの有効期間、廃止及び変更

現プランの有効期間は、2020年6月26日の定時株主総会決議の日から、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間となっております。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において現プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、現プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により現プランの廃止の決議がなされた場合には、現プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、現プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、現プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(3) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

①当社取締役会は上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿ったものであり、上記(2)⑤(i)の場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。

②当社取締役会は上記(2)の取組みは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,592	7,388	27,780	△2,464	34,297
会計方針の変更による累積的影響額			67		67
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,592	7,388	27,847	△2,464	34,364
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△748		△748
親会社株主に帰属する当期純利益			3,626		3,626
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		17		169	187
自己株式の消却		△286		286	—
連結範囲の変動		△1			△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
当連結会計年度中の変動額合計	—	△269	2,878	455	3,063
当連結会計年度末残高	1,592	7,118	30,725	△2,008	37,428

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	2,277	△143	39	758	2,932	112	267	37,609
会計方針の変更による累積的影響額								67
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	2,277	△143	39	758	2,932	112	267	37,676
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△748
親会社株主に帰属する当期純利益								3,626
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								187
自己株式の消却								—
連結範囲の変動								△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	65	△381	890	△35	537	△35	28	531
当連結会計年度中の変動額合計	65	△381	890	△35	537	△35	28	3,595
当連結会計年度末残高	2,342	△525	929	722	3,470	77	296	41,272

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 23社 株式会社九州トリシマ、西島ポンプ香港有限公司
西島エンジニアリング株式会社
TORISHIMA EUROPE LTD.
株式会社クリーンエネルギー五色、西島ポンプ（天津）有限公司
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.
PT. TORISHIMA GUNA INDONESIA、PT. GETEKA FOUNINDO
TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.
TORISHIMA PUMPS（INDIA）PRIVATE LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.
TORISHIMA（USA）CORPORATION、TORISHIMA AUSTRARIA PTY LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS（SAUDI ARABIA）LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FORMOSA LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS MALAYSIA LTD.
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS OF MICHIGAN、LLC.
THK ENGINEERING SOLUTIONS LTD.
CRYO PUMP REPAIRS LTD.
AUSTRALIAN FLUID HANDLING PTY LTD.

- (2) 非連結子会社の数 2社 ICI CALDAIE LTD.
その他1社

上記2社合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度からAUSTRALIAN FLUID HANDLING.を連結の範囲に含めております。これはAUSTRALIAN FLUID HANDLING.の株式の100%を取得したことによります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 4社 協和機工株式会社
イオスエンジニアリング アンド サービス株式会社
株式会社肥前風力エネルギー開発
PT. TORISHIMA GUNA ENGINEERING

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 2社 ICI CALDAIE LTD.
その他1社

上記2社については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用の範囲の変更

持分法適用の範囲の変更はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産注法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

仕掛品

個別法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

「建物及び構築物」	10～50年
「機械装置及び運搬具」	4～17年
「工具、器具及び備品」	2～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間(5年～7年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 製品保証引当金

プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社における役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

製品販売については、製品に対する物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値の顧客への移転状況といった支配の移転に関する指標を勘案した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは製品の引渡時点であると当社は判断し、当該時点で売上高を認識しております。

また、当社は工事請負契約を顧客と締結しております。当該契約については、当社の履行により他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を当社が有していることから、資産の支配を一定の期間にわたって顧客に移転していると考えております。

このため、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工事期間にわたって売上高を認識しております。なお、当社は、総工事原価の妥当な積算を行うこと、及びこれらの契約に係る進捗度を合理的に見積ることが可能であることから、進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの工事原価総額に対する発生工事原価の割合を用いております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- a (ヘッジ手段) ……………為替予約
(ヘッジ対象) ……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- b (ヘッジ手段) ……………金利スワップ
(ヘッジ対象) ……………借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却年数

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。ただし、金額の僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事進行基準となる契約の範囲が、従来よりも拡大することとなりました。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は、109百万円減少し、売上原価は164百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ54百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は67百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は67百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。ただし、これによる会計上の影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

(1) 見積りの内容

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 15,842百万円

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

工事契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しています。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、予想される工事原価総額に対する発生工事原価の割合によるインプット法に基づき、算定しています。

工事原価総額は、契約ごとの実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映しておりますが、工事施工中の事故・災害の発生等による予定外の費用により工事原価総額の見積りが増減した場合は、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

特に、中近東における大型プロジェクト案件(一定の期間にわたり認識された売上高1,002百万円)においては、製造・据付・完成に至るまで長期に亘ることも多く、当該地域における政治的、経済的な社会情勢の変化や日本国内との慣習の違い等による不確実性もあり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

追加情報

(株式給付信託 (ESOP) における会計処理方法)

当社は、2020年5月26日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託 (ESOP)」を再導入しております。

(1) 取引の概要

ESOP信託とは、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、併せて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会 (以下「当社持株会」といいます。) に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第30号 2015年3月26日) に基づき、総額法を適用しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度321百万円、368,700株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度305百万円

連結貸借対照表に関する注記

1. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産

売掛金	20,085百万円
契約資産	4,213百万円
計	24,298百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	261百万円
計	261百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	－百万円
長期借入金	－百万円
計	－百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

20,148百万円

4. 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。
損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は519百万円（うち、商品及び製品0百万円、仕掛品518百万円）であります。

5. 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金のうち、シンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借契約3,000百万円については、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日、又はローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
普通株式	29,512,179株	29,112,179株

(注) 当社は、2020年5月26日開催の取締役会決議に基づき、2020年6月1日から2021年5月14日にかけて、自己株式400,000株を取得し、2021年5月31日付で、この期間に取得した全株式の消却を実施いたしました。

2. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式

72,800株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	320百万円	12円	2021年3月31日	2021年6月9日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	428百万円	16円	2021年9月30日	2021年12月3日

(注) 「株式給付信託 (E S O P)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金が、2021年5月14日取締役会の配当金の総額には5百万円、2021年11月12日取締役会の配当金の総額には、7百万円含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	695百万円	26円	2022年3月31日	2022年6月8日

(注) 「株式給付信託 (E S O P)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金が、2022年5月12日取締役会の配当金の総額には、9百万円含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、適切な与信管理のもとにリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金 (主として短期) 及び設備投資資金 (長期) であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

区 分	連結貸借対照表計上額 (※ 1)	時 価 (※ 1)	差 額
(1) 投資有価証券 (※ 2)	6,672百万円	6,672百万円	－百万円
(2) 長期借入金	(10,873)	(10,915)	42
(3) デリバティブ取引 (※ 3)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
② ヘッジ会計が適用されているもの	(957)	(957)	－

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度
非上場株式	3,837百万円

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 活発な市場における当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格

レベル2の時価 : 活発な市場における当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格ではないものの、資産又は負債について直接又は間接的に観察を行い算定した価格

レベル3の時価 : 活発な市場における当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格ではない上に、資産又は負債について直接又は間接的に観察を行うことが出来ない価格

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	6,672	－	－	6,672
資産計	6,672	－	－	6,672
デリバティブ取引 通貨関連	－	△957	－	△957
負債計	－	△957	－	△957

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	10,915	—	10,915
負債計	—	10,915	—	10,915

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(下記(3)参照)

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(上記(2)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ポンプ及び周辺機器の販売、またそれに対する据付工事及び保守工事を主に行っており、ポンプ事業が売上高の90%を超えているため、単一セグメントとしておりますが、子会社へ投資する際の判断材料として、売上をハイテク(ポンプの製造)、プロジェクト(ポンプの据付)、サービス(ポンプの保守)、環境・新エネの4区分に分解しております。

当社グループは、国内企業においては顧客の納め先及び海外子会社の担当地域によって、地域別に分解しております。

当連結会計年度売上高(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	日本	アジア	中東	その他	合計
ハイテク	4,135	4,639	6,287	2,556	17,618
プロジェクト	18,002	1,132	1,002	—	20,137
サービス	5,395	2,558	3,330	2,258	13,542
環境・新エネルギー	942	—	—	—	942
合計	28,475	8,329	10,621	4,815	52,240

①ハイテク

ハイテク事業においては、ポンプ及び周辺機器、部品の製造・販売を、日本国内及び海外の各地域で行っております。このような製造・販売につきましては、カタログに記載されていない特注品以外は、日本国内においては引渡までにかかる日数的な影響が軽微であるという判断から出荷時点で、海外においては契約書に記載するインコタームズを充足した時点で顧客に製品の法的所有権が移転したものとして、売上を認識しております。また、対価は法的所有権の移転から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

②プロジェクト

プロジェクト事業においては、ポンプの据付等の工事を、日本国内及び海外の各地域で行っております。このような工事請負については、工事の進捗につれて履行義務が充足されるため、工事期間にわたって売上を認識しております。進捗度の判定は契約ごとの工事原価総額に対する発生工事原価の割合を用いるインプット法を適用しております。ただし、請負金額が少額なもの、売上認識までの期間が短期間なものについては、売上高に与える影響が少ないと判断しており、引渡時点で売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

③サービス

サービス事業においては、ポンプのメンテナンスを日本国内及び海外の各地で行っております。このようなポンプのメンテナンスにおいては、メンテナンス作業が完了した時点で履行義務が充足されるため、メンテナンス作業完了時に、売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

④環境・新エネルギー

環境・新エネルギー事業においては、環境関連製品の製造販売を日本国内及び海外の各地で行っております。また、当社グループ所有の風力発電施設での売電を日本国内で行っております。このような環境関連製品の製造・販売につきましては、日本国内においては引渡までにかかる日数的な影響が軽微であるという判断から出荷時点で、海外においては契約書に記載するインコタームズを充足した時点で顧客に製品の法的所有権が移転したものとして、売上を認識しております。また風力発電設備による売電は、毎月の売電量に応じて、売上を認識しております。また、対価は履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、これらの契約において実務上の便法を適用して金融要素に係る調整は行っておりません。

なお、いずれの事業においても、当社と顧客の間に重要な返品に係る契約はありません。

また、当社は製品の販売等に関連して、一定の期間内に判明した瑕疵に対して無償で修理を行う等の製品保証を提供しております。当該保証は、当社の製品等が顧客との間で合意された仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。ただし、顧客との契約により、長期にわたる保証契約を締結した場合は、保証期間の進捗につれて履行義務が充足されるため保証期間にわたって売上を認識しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	19,656百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	20,085百万円
契約資産(期首残高)	5,281百万円
契約資産(期末残高)	4,213百万円
契約負債(期首残高)	2,858百万円
契約負債(期末残高)	2,908百万円

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」に含まれています。契約負債は、当社グループが物品を顧客に販売及び請負契約が完了する前に、顧客から受領した対価であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。また、期首時点の契約負債2,858百万円は当連結会計年度の収益として計上されています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、未充足(または部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格は44,609百万円です。当該履行義務は、プロジェクト事業における工事請負契約に係るものであり、工事の進捗に応じて主として5年以内に売上高として認識されると見込まれます。なお、当社は実務上の便法を適用しており、上記の金額には当初の予想契約期間が1年以内の未充足の履行義務に係る取引価格を含めておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,549円91銭
1株当たり当期純利益	137円87銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託口(ESOP)が保有する自己株式の期末株式数は368,700株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した株式給付信託口(ESOP)が保有する自己株式の期中平均株式数は430,807株であります。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	1,592	4,610	3,006	7,617
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,592	4,610	3,006	7,617
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				-
当期純利益				-
自己株式の取得				-
自己株式の処分			17	17
自己株式の消却			△286	△286
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				-
当事業年度中の変動額合計	-	-	△268	△268
当期末残高	1,592	4,610	2,737	7,348

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金計
固定資産 圧縮積立金		配当平均 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	398	397	1,400	11,470	5,600	19,265
会計方針の変更による 累積的影響額					67	67
会計方針の変更を反映した 当期首残高	398	397	1,400	11,470	5,667	19,332
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△748	△748
当期純利益					2,727	2,727
自己株式の取得						—
自己株式の処分						—
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						—
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,979	1,979
当期末残高	398	397	1,400	11,470	7,647	21,312

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△2,464	26,011	2,277	△143	2,133	112	28,257
会計方針の変更による 累積的影響額		67					67
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△2,464	26,078	2,277	△143	2,133	112	28,324
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△748			—		△748
当期純利益		2,727			—		2,727
自己株式の取得	△0	△0			—		△0
自己株式の処分	169	187			—		187
自己株式の消却	286	—			—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		—	64	△381	△317	△35	△352
当事業年度中の変動額合計	455	2,166	64	△381	△317	△35	1,813
当期末残高	△2,008	28,244	2,341	△525	1,816	77	30,138

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。（評価差額は全部純資産注法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

② 仕掛品

個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

「建物」及び「構築物」	10～50年
「機械及び装置」及び「車両運搬具」	4～17年
「工具、器具及び備品」	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間（5年～7年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 製品保証引当金

プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社では以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

製品販売については、製品に対する物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値の顧客への移転状況といった支配の移転に関する指標を勘案した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは製品の引渡時点であると当社は判断し、当該時点で売上高を認識しております。

また、当社は工事請負契約を顧客と締結しております。当該契約については、当社の履行により他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を当社が有していることから、資産の支配を一定の期間にわたって顧客に移転していると考えております。

このため、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工事期間にわたって売上高を認識しております。なお、当社は、総工事原価の妥当な積算を行うこと、及びこれらの契約に係る進捗度を合理的に見積ることが可能であることから、進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの工事原価総額に対する発生工事原価の割合を用いております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a (ヘッジ手段) ……………為替予約

(ヘッジ対象) ……………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

b (ヘッジ手段) ……………金利スワップ

(ヘッジ対象) ……………借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事進行基準となる契約の範囲が、従来よりも拡大することとなりました。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は、109百万円減少し、売上原価は164百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ54百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は67百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は67百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形」及び「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。但し、これによる会計上の影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

(1) 見積りの内容

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約の売上高

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 14,498百万円

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

工事契約は、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しています。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、予想される工事原価総額に対する発生工事原価の割合によるインプット法に基づき、算定しています。

工事原価総額は、契約ごとの実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映しておりますが、工事施工中の事故・災害の発生等による予定外の費用により工事原価総額の見積りが増減した場合は、当社の業績を変動させる可能性があります。

特に、中近東における大型プロジェクト案件（一定の期間にわたり認識された売上高1,002百万円）においては、製造・据付・完成に至るまで長期に亘ることも多く、当該地域における政治的、経済的な社会情勢の変化や日本国内との慣習の違い等による不確実性もあり、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(株式給付信託 (ESOP) における会計処理方法)

連結注記表「追加情報」(株式給付信託 (ESOP) における会計処理方法) に記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産

売掛金	16,342百万円
契約資産	4,213百万円
計	20,555百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 16,491百万円

3. 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。
損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は519百万円（うち、商品及び製品0百万円、仕掛品518百万円）であります。

4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	1,147百万円
長期金銭債権	1,050百万円
短期金銭債務	800百万円

5. 取締役に対する金銭債権・金銭債務

金銭債務	40百万円
------	-------

6. 財務制限条項

当事業年度末の借入金のうち、シンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借契約3,000百万円については、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

(1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日、またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。

(2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	2,139百万円
仕入高	3,257百万円
その他	451百万円
営業取引以外の取引高	250百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 末 の 株 式 数
普 通 株 式	2,724,484株

当期末の自己株式数には、株式給付信託(ESOP)が保有する自己株式を含んでおります。
 なお、株式給付信託(ESOP)が保有する自己株式は368,700株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損	161百万円
関係会社株式評価損	659百万円
貸倒引当金	890百万円
賞与引当金	284百万円
製品保証引当金	273百万円
工事損失引当金	167百万円
退職給付引当金	11百万円
繰延ヘッジ損益	231百万円
その他	361百万円
繰延税金資産小計	3,041百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,336百万円
評価性引当額小計	△2,336百万円
繰延税金資産合計	704百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,027百万円
固定資産圧縮積立金	△175百万円
有形固定資産(資産除去債務)	△118百万円
繰延税金負債合計	△1,320百万円

繰延税金資産(負債)の純額	△616百万円
---------------	---------

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)
			役員 の 兼任等	事業上 の 関係		
子会社	西島ポンプ(天津) 有限公司	直接86.7	役員2名	ポンプの 製造	受取配当金	155

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 受取配当金については、当社が示す配当基準に準拠し、配当を実施しています。

2. 役員等

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,139円20銭

1株当たり当期純利益

103円71銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した株式給付信託口(ESOP)が保有する自己株式の期末株式数は368,700株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した株式給付信託口(ESOP)が保有する自己株式の期中平均株式数は430,807株であります。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。